

大綱 2

地域で支え合い、いきいきと 暮らせるまちづくり

(健康、福祉、社会保障)

- 1 健康づくりの推進
- 2 地域共生社会の推進
- 3 高齢者福祉の推進
- 4 障がい者（児）福祉の推進
- 5 社会保障制度の健全運営



2-1 健康づくりの推進

〈代表的な
SDGs〉



施策の取組方針

町民一人ひとりが自らの健康の大切さを自覚する機会を提供するとともに、運動やスポーツによる健康づくり、生活習慣病予防など疾病の早期発見や予防の推進、地域医療体制の整備など町民の地域での健康づくりを積極的に支援し、健康寿命※の延伸を図ります。

現状と課題

全国的に生活習慣に起因する疾患が死因の多くを占めており、町民一人ひとりが自己の健康状態を把握し、生活習慣病の予防と改善を中心とした栄養や運動、休養などのバランスがとれた日常生活を送ることが大切です。

本町では、疾病の早期発見、早期治療に結びつけるため、各種健（検）診のほか、母子保健事業、健康増進事業、精神保健事業などを行い、それぞれの年代などに応じた健康づくり事業を推進しています。

今後は、健康増進に対するモチベーションを高める働きかけを行ない、健康的な生活習慣の確立を支援し、生活習慣の改善に向けた各種取り組みをより一層推進する必要があります。

また、健康まつぶし21計画の中間見直し結果を踏まえて、事業の見直しを行い、心の健康づくり対策の充実や、運動やスポーツを楽しみながら健康づくりが行える環境を整備していく必要があります。

なお、保健センターは昭和58年に開設され、老朽化が進んでいることから、機能強化などを図るため、新しく建替えを予定しています。

地域医療については、町と町内各医療機関、吉川松伏医師会などが連携して周知活動から実施まで地域医療の整備に取り組んでいます。

また、初期救急※及び二次救急※については、医師会の協力を得て近隣市との連携により対応しています。

※健康寿命：健康で自立した生活を送ることができる期間のこと。

※初期救急：比較的軽症な救急患者の診療を担当する医療又はその体制。

※二次救急：入院や手術を要する症例に対する医療又はその体制。

施策実現のための取り組み

2-1-1 健康づくり活動の支援

①健康的な生活習慣の確立

町民一人ひとりの生活習慣改善に対する意識を高め、健（検）診の受診率の低い世代へ働きかけを行なうとともに、特定健康診査※、特定保健指導※と健康づくり事業を一体的に取り組みます。

また、幼児期からの望ましい食生活習慣の定着を図るため、栄養士などによる食育を推進するとともに、生活習慣の改善に向けた各種取り組みを推進します。

②運動による健康づくりの推進

「マッパー・健幸・マイレージ」を活用し、健康に対する意識を高めるとともに、町民の年齢や健康状態に応じた体操やウォーキングなど、地域ぐるみで取り組む運動による健康づくりを推進します。

③心の健康づくりの推進

心の健康講座や心の相談などの精神保健事業を推進するとともに、ゲートキーパー※の養成など、関係機関との連携を強化しながら自殺対策にも取り組み、心の健康づくりを推進します。

④母子保健の充実

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、産後に育児などの支援が必要な方を対象に産後ケア事業を実施します。

また、既存施設を活用し、母子ともに心身の健康につながる事業を実施していきます。

⑤地域健康づくりの支援

町民が自主的に健康づくりを行えるよう、地域の健康づくり活動を担う団体やボランティアなどに対し、研修機会の充実と相互のネットワークの強化に努めます。

2-1-2 高齢者の健康づくりの支援

①予防事業の推進

高齢者が元気に生活を送ることができるよう、インフルエンザなどの予防接種や健康相談を実施し、予防事業を推進します。

※特定健康診査：メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した、生活習慣病予防のための健診をいう。

※特定保健指導：特定健康診査の結果から、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）のリスクが高いと判断された方へ、保健師などが生活習慣改善のアドバイスなどを行うもの。

※ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聴き、必要に応じて専門家につなぎ、見守るなどの役割を担う、自殺対策を支える人材のこと。

2-1-3 地域保健の充実

①各種健（検）診の推進

各種健（検）診の受診機会の拡大を図るため、健（検）診について周知するとともに、関係機関と連携しながら、受診しやすい環境づくりに努めます。また、健（検）診後の保健指導の充実を図ります。

②相談支援体制の充実

専門的な相談支援に応じることができる体制の強化と、こどもから高齢者まで幅広い世代を対象とするさまざまな健康づくり事業を行うことができるよう、保健センターを建て替え、松伏記念公園や松伏総合公園、中央公民館、B&G 海洋センターなどの施設と一体になった母子保健事業の展開や効率的な健（検）診や相談体制の充実を図り、さまざまな事業の拠点として健康づくりを推進していけるよう体制を整えます。

③感染症対策の推進

新型コロナワクチンやインフルエンザワクチンなど感染症の予防接種や結核検診の普及を図るとともに、関係機関との連携のもと感染症予防の実施や知識の啓発活動に努めます。

2-1-4 地域医療体制の拡充

①地域医療体制の整備

地域における医療体制を整備するため、かかりつけ医を持つことや休日や夜間の当番医情報に関し町民への周知・啓発を行います。

②救急医療体制の推進

適切で迅速な初期救急医療体制の整備を推進するため、救急医療体制の拡充を図るとともに救急医療機関相互の連携を深めます。また、二次救急については近隣市との連携により、休日や夜間の診療体制の確保など、広域的救急医療体制を推進します。

施策の成果指標

中項目	指標名	現状値(2022年度 (令和4年度))	目標値(2028年度末 (令和10年度末))
2-1-1 2-1-2 2-1-3 2-1-4	65歳健康寿命の延伸※	(男性)18.17年 (女性)20.83年 (2021年(令和3年))	19.55年 21.85年 (2027年(令和9年))
	【説明】過去10年間(2012年(平成24年)から2021年(令和3年)まで)の実績値の伸び(年平均男性0.23年、女性0.17年)を踏まえ、健康寿命を男性1.38年、女性1.02年延伸させることを目標とする。		
2-1-1 2-1-2	マッポー・健幸・マイレージ達成者数	31人	800人
	【説明】町民の健康増進へのモチベーション向上のため、マッポー・健幸・マイレージ達成者人数を増加させることを目標とする。		
2-1-3	特定健康診査の受診率	31.8%	60%
	【説明】国民健康保険特定健康診査の受診率を向上させること目標とする。		

※65歳健康寿命の延伸について

健康寿命とは、健康で自立した生活を送ることができる期間のことです。本町では、埼玉県と同様に65歳に達した人が、「要介護2以上になるまでの期間」を「65歳健康寿命」として算出しています。本町における65歳に達した人の平均余命は、男性19.65年、女性24.25年で、65歳健康寿命は、男性18.17年、女性20.83年です。また、65歳平均余命から65歳健康寿命を差し引いた期間（65歳要介護期間）は、男性1.48年、女性3.42年です。

介護が必要な期間を短くするなど、町民がいきいきと暮らせるよう、健康寿命を延伸させる取り組みを実施していきます。

【松伏町の平均余命と健康寿命】

単位：年

	男 性	女 性
65歳平均余命	19.65	24.25
65歳健康寿命	18.17	20.83
65歳要介護期間	1.48	3.42

出典：「埼玉県2022年度版 地域別健康情報」より一部抜粋

2-2 地域共生社会の推進

〈代表的な
SDGs〉



施策の取組方針

住み慣れた家庭や地域で誰もが安心して自立した暮らしができるよう、多様なニーズに応じたきめ細かな相談体制の充実を図るとともに、地域での支え合い・助け合いの輪を広げ、安心して暮らし続けることのできる地域共生社会の実現をめざします。

生活困窮者が自立し、安定した生活を送ることができるよう、関係機関との連携により、支援の充実を図ります。

現状と課題

核家族化や共働き世帯の増加、扶養意識の変化に伴って家庭や地域で支え合う機能が低下し、福祉ニーズがより高まっています。また、少子高齢化の進展や核家族化を背景に、ひとり暮らしや高齢者世帯が増えていることから地域で共に支え合い、安心して暮らせるまちづくりが課題となっています。

地域福祉の担い手として重要な役割を持つ松伏町社会福祉協議会※が行っているボランティア活動の支援など、地域住民が主体となる福祉活動やノーマライゼーション※やインクルージョン※理念の普及のための啓発活動について積極的な支援を行い、連携の強化に努めています。

誰もが地域で安心し、個人として尊重して暮らし続けられる地域共生社会の実現に向けて、社会福祉協議会、民生委員・児童委員※、社会福祉団体やボランティア団体、自治会との連携を深め、地域ぐるみの支援体制や権利擁護体制を確立していく必要があります。

国は、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業※を創設しています。今後、町に適した支援体制の構築が課題となっています。

また、「生活困窮者自立支援制度」により、相談や就労支援などについても一体的に取り組んでいます。

※**社会福祉協議会**：地域社会において、福祉関係者や住民が主体となり、地域の実情に応じて住民の福祉を増進することを目的とする社会福祉法上の社会福祉法人。会員制により運営される。

※**ノーマライゼーション**：障がい者や高齢者など、社会的に不利益を負いやすい人々を特別視するのではなく、地域社会の中で他の人々と同じように生活することができ、ともに生きる社会こそ普通（ノーマル）であり、本来あるべき姿であるという考え方。

※**インクルージョン**：ノーマライゼーションを土台として、障がい者などに限定せず、排除されている、またはその可能性のある人を包み込むことで多様性を受け止める社会をめざすという考え方。

※**民生委員・児童委員**：民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱している民間奉仕者。住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談・助言・援助、社会福祉事業者又は社会福祉活動者との連携・活動支援、福祉事務所その他関係行政機関への協力などを職務とする。児童福祉法による児童委員を兼務している。児童委員は、児童の生活環境の改善・福祉・保健など、児童福祉に関する援助・指導を行う民間奉仕者。

※**重層的支援体制整備事業**：市町村が行っている既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、こども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の相談支援体制では対応しきれないような「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するもの。

施策実現のための取り組み

2-2-1 重層的支援体制の推進

①コーディネーターの設置

地域福祉活動が効果的に機能するよう、相談支援機関の調整を行うコーディネーターを配置します。

②支援機関のネットワークの構築

保健・福祉の分野別の専門的な取り組みを生かしつつ、複合化・複雑化した地域課題に対して取り組む支援機関ネットワークの構築を図ります。

③横断的な相談体制の構築

地域福祉に関する総合的な相談体制を充実させるため、さまざまな地域生活課題を抱える人の相談に対応できるよう松伏町社会福祉協議会をはじめ相談支援機関との連携を図ります。

④地域で支え合うネットワークづくり

ともに支え合う地域社会を実現するため、社会福祉協議会を中心に、民生委員・児童委員、福祉関係団体やボランティア団体、自治会などとの連携を図り、地域の課題解決に向け、日常的な協力体制の構築と活動支援に努めます。

⑤権利擁護体制の充実

全ての人が個人として尊重されるよう、権利擁護や虐待防止への対応を図るとともに、判断能力が不十分な人が不利益を被ることのないよう、成年後見制度※の利用を支援します。

2-2-2 地域福祉の活動の推進

①身近な相談体制の充実

より身近な地域においてさまざまな生活課題を抱える人の相談に対応できるよう、場所や機会の提供を図ります。

②地域で支え合うネットワークづくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、自治会、ボランティアなど地域における支え合い、助け合いの輪を広げます。

※成年後見制度：財産管理や介護・福祉サービスの契約、遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害に遭うおそれがある、認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など判断能力の十分でない人を保護し支援する制度。

③要配慮者※の見守りの充実

支援が必要な人が日常から安心して暮らせるよう、自治会やボランティアなどによる要配慮者の見守りのネットワーク及びアウトリーチ活動※を充実させ、必要に応じて関係機関による支援につなげます。

④福祉活動の担い手の育成の推進

関係機関と連携し、各種福祉活動に自主的・主体的に参加する地域での福祉活動の担い手となるボランティアの育成・支援に努めます。

⑤生活困窮者の自立支援の充実

生活困窮者の状況を把握しながら適切な援護を行うとともに、相談支援センターなどと連携し、仕事やお金、生活に関する困りごとの解決に向けた相談支援ほか、支援プランの作成や、就労支援などの充実を図ります。

⑥生活保護の適正化

関係機関との連携のもと、生活困窮者の的確な状況把握に努めながら、状況に応じた適正な運用を図ります。

施策の成果指標

中項目	指標名	現状値(2022年度 (令和4年度))	目標値(2028年度末 (令和10年度末))
2-2-1	民生委員・児童委員充足率	94%	100%
	【説明】ともに支え合う地域社会を実現するため、民生委員・児童委員の充足率を向上させることを目標とする。		
2-2-2	松伏町社会福祉協議会 ボランティア登録者数	332人	400人
	【説明】地域福祉活動の推進のため、ボランティア登録者数を増加させることを目標とする。		

※要配慮者：高齢者や障がい者、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する方。

※アウトリーチ活動：支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けること。

2-3 高齢者福祉の推進

〈代表的な
SDGs〉



施策の取組方針

健康寿命を延伸し、要介護状態を防ぎ、高齢者が元気でいきいきと暮らすことができるよう、地域包括ケア体制の充実や健康・医療・福祉が連携した生活支援と介護予防を推進し、生きがいや活躍の場づくりなど社会参加の促進を図ります。

現状と課題

本町の高齢化率は、すでに県平均を上回っています。また、要介護・要支援認定者数は、年々増加しており、2022年度（令和4年度）、高齢者の約14.0%が要介護認定を受けています。

高齢者の自立した暮らしを維持する健康寿命の延伸と要介護状態への移行を防ぐための介護予防の取り組みが重要となっています。また、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう医療や介護との連携や生活支援体制の整備を行い、地域包括ケアシステム※を推進していく必要があります。

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加していく中で、地域で安心して暮らし続けられるよう、地域における見守りや支える仕組みを構築していく必要があります。

一方、介護を必要とする人が適切な介護サービスを受けられるよう、高齢者のニーズに応じた介護サービスのさらなる充実を図る必要があります。

施策実現のための取り組み

2-3-1 地域包括ケア体制の充実

①地域包括支援センターの充実

地域包括支援センターにおける総合相談の周知・啓発とともに、医療・介護・介護予防などの支援が包括的に提供できるよう、地域包括支援センターを増設し、地域包括ケアシステムの充実を図ります。

②関係機関との連携強化

地域包括ケアシステムの構築に向け、医療機関や介護サービス事業者などとの連携強化を図ります。

③各種介護サービスの充実

要支援・要介護状態になっても住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう、利用者の介護ニーズに応じた各種介護サービスの提供や複合的な在宅サービスの提供に努めます。

※地域包括ケアシステム：高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に切れ目なく提供される取り組みのこと。

2-3-2 生活支援と介護予防の推進

①介護予防・生活支援サービス事業の推進

要支援者などの多様な生活支援ニーズに対して、切れ目のない総合的な支援として、介護予防や生活支援、ケアマネジメントなどのサービスを提供します。

②一般介護予防事業の推進

全ての高齢者を対象に、介護予防に関する知識の普及啓発や、地域における介護予防教室などの継続・拡大を図ります。

③高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

高齢者がいきいきと安心して生活できるよう、健康の維持・増進のための保健事業と介護予防・フレイル対策を一体的に実施します。

2-3-3 生きがいづくり・活躍の促進

①健康大学及び各種講座の開催

北部サービスセンターや中央公民館などで、健康大学やスマホ教室など各種講座を開催し、高齢者が興味や意欲に応じて学習できる機会の提供に努めます。

②けんこうクラブ※活動の支援

けんこうクラブの活動育成を図るための補助を行い、今後も、高齢者が気軽に参加できる地域の通いの場として魅力あるけんこうクラブ活動が展開できるよう支援します。

③シルバー人材センター※への支援

高齢者が持つ豊かな経験と能力を活かせるよう、シルバー人材センターの活性化及び適正な運営が図られるよう支援します。

2-3-4 在宅介護支援の推進

①認知症及び介助者への支援の推進

認知症の人が自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の当事者、家族や認知症サポーター※が中心となるチームオレンジ※の活動を支援し、認知症の人が住みやすい地域づくりを推進します。

※けんこうクラブ：地域を基盤とする高齢者の自主的な組織。仲間づくりを通じて、生きがいや健康づくり、知識や経験を生かした世代交流、社会奉仕活動などに取り組み、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上を目的としている。

※シルバー人材センター：厚生労働省令で定める基準に基づき都道府県により指定された公益法人。定年退職者などの希望に応じ、臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、提供する業務を行う。

※認知症サポーター：「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「応援者」のこと。

※チームオレンジ：地域の認知症サポーターや認知症の人もメンバーとしてチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期から支援などを行う取り組みのこと。

②終活※の啓発の推進

これからの生き方に必要となる医療・介護・資産管理や住まいなどについて整理整頓し、本人・家族のお互いの理解を得るため終活の啓発を推進します。

③在宅医療・介護の連携の推進

在宅療養を必要とする高齢者が安心して暮らせるよう、高齢者の相談支援及び地域医療と介護の連携体制づくりを推進します。

施策の成果指標

中項目	指標名	現状値(2022年度 (令和4年度))	目標値(2028年度末 (令和10年度末))
2-3-1	地域包括支援センターが取り組んだ総合相談の件数	1,249件	7,000件／累計
	【説明】2か所の地域包括支援センターが取り組んだ総合相談の件数を増加させることを目標とする。		
2-3-2	介護予防事業への参加者数	1,246人	7,500人／累計
	【説明】健康の維持・増進のために町が主催する介護予防事業の参加者数を増加させることを目標とする。		
2-3-3	スマホ教室などのデジタル関連講座の開催回数	4回	25回／累計
	【説明】高齢者の認知症予防のために開催するスマホ教室などを継続的に開催することを目標とする。		
2-3-3	健康大学の参加者数	332人	1,700人／累計
	【説明】北部サービスセンターで開催する健康大学の参加者数を増加させることを目標とする。		
2-3-4	チームオレンジのチーム数	未実施	2チーム
	【説明】地域の認知症サポーターが中心となるチームオレンジを立ち上げた団体数を目標とする。		



ご近所さん体操交流大会

※終活：「人生の終わりのための活動」の略。人生の総括を行い、人生の最期を迎えるにあたってさまざまな準備を行うことを意味する。

2-4 障がい者(児)福祉の推進

〈代表的な
SDGs〉



施策の取組方針

障がい者(児)が自分らしく、住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らすことができるよう、就労、相談、地域生活支援の充実などを図ります。

現状と課題

障がい者自身や家族の高齢化が進み、障がいの重度化や発達障がいなどへの対応など、障がい者(児)福祉へのニーズはますます多様化しています。

障害者総合支援法※などの理念を踏まえ、障がい者がその人らしく暮らすことができるよう、障がい者の視点に立った支援が求められています。

町内には、身体・知的・精神いずれかの障がいのある方が2022年度(令和4年度)末で約1,450人暮らしており、増加の傾向にあります。

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送るには、一人ひとりのニーズに応じた地域生活支援※の充実を図るとともに、同居する家族の高齢化などにより家庭の介護機能の低下に配慮した介護に携わる家庭への支援が必要となっており、「あいサポート運動※」の推進を図りながら地域が一体となって支える体制の整備が求められています。

また、障がい者が自立し、地域生活を楽しめるよう、生きがいのある生活と社会参加の実現に向けた取り組みを進めていく必要があります。

施策実現のための取り組み

2-4-1 自立と社会参加の促進

①就労支援の充実

障がい者が障がいの程度や能力に応じて多様な働き方ができるよう、福祉施設やハローワークと連携し、一人ひとりの状況に応じた就労支援に努めます。

②社会参加の促進

障がい者がスポーツや文化活動に参加しやすいよう、サークル活動を支援するとともに、サークルや団体との連携を促進します。また、障がいのある人もない人も、ともに参加できる地域活動を支援します。

※障害者総合支援法：2013年(平成25年)4月1日に施行された障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実など、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害者自立支援法を改正したもの。

※地域生活支援：障がい者などが、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として実施される事業。

※あいサポート運動：誰もがさまざまな障がいの特性、障がいのある方が困っていること、障がいのある方への必要な配慮などを理解して、障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践することにより、障がいのある方が暮らしやすい地域社会(共生社会)を実現するための運動。

2-4-2 相談支援の充実

①相談支援体制の推進

障がい者の福祉に関するさまざまな問題について、相談に応じられるよう障がい者相談支援センターとの連携を図り相談機能の充実を図るとともに、関係機関が連携した相談支援体制の推進を図ります。

また、障がい者が希望する障がい福祉サービスなどを円滑に利用できるよう、計画相談支援事業所の利用促進に努めるとともに、基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所のさらなる機能充実を図ります。

②介護者支援の強化

介護者の健康と暮らしを支える仕組みを構築するとともに、介護者同士が交流できる機会を確保します。

2-4-3 地域生活支援の拡充

①各種福祉サービスの充実

障がい者が住み慣れた地域で暮らせるよう、サービス提供事業者との連携を強化し、必要な福祉サービスや地域生活支援事業の確保・質の向上を図ります。

また、あいサポート運動を通じ、障がいの特性や必要な配慮などを理解して、障がいのある方を手助けする、「あいサポーター」研修を実施します。

施策の成果指標

中項目	指標名	現状値(2022年度 (令和4年度))	目標値(2028年度末 (令和10年度末))
2-4-1	就労支援施設などへの通所者数	200人	1,100人／累計
	【説明】障がい者に対する就労支援の充実に努め、就労支援施設などへの通所者を増加させることを目標とする。		
2-4-1	障がい者スポーツレクリエーション大会の参加者数	67人	500人／累計
	【説明】障がい者がスポーツや文化活動などに参加しやすくなるよう、障がい者スポーツ大会を開催し、参加者数を増加させることを目標とする。		
2-4-2	計画相談支援事業所数	2件	4件
	【説明】必要な福祉サービスや地域生活支援事業の確保・質の向上を図り、計画相談支援事業所数を増加させることを目標とする。		
2-4-2 2-4-3	あいサポーター研修受講者数	74人	450人／累計
	【説明】障がいのある方が暮らしやすい地域共生社会を実現するため、あいサポーター研修を開催し、受講者数を増加させることを目標とする。		

2-5 社会保障制度の健全運営

〈代表的な
SDGs〉



施策の取組方針

全ての町民が、健やかで安心な生活が送れるよう、医療保険制度や介護保険制度、年金制度などの社会保障制度の周知と健全な運用に努めます。

現状と課題

医療保険制度や介護保険制度、国民年金、生活保護などの社会保障制度が適正かつ健全に運営されることにより、社会の安定に寄与しています。

国民健康保険制度については、高齢化や医療の高度化などに伴う医療費の増加などにより、厳しい財政運営状況にあります。このため、2018年度（平成30年度）から埼玉県が財政運営の責任主体となり運営していますが、賦課・徴収事業や保険給付事業については、引き続き町が担うことになっています。埼玉県と連携を図りながら、国民健康保険制度の適正な運営に努めていくことが必要です。

介護保険は「松伏町介護保険事業計画」に基づき、保険給付の円滑な実施と地域支援事業を推進しており、介護保険制度の適正な維持に努めていく必要があります。

また、国民年金は、老後の生活の支えとして大きな役割を果たしています。制度の適正な運営が行えるよう、的確な情報提供に努め、国民年金事務を適正に実施していきます。

施策実現のための取り組み

2-5-1 医療保険制度の適正な運営

①国民健康保険事業の健全化

国民健康保険の健全運営のため、県や関係機関と連携し、国民健康保険事業の適正な運営に努めます。また、国民健康保険税の収納率の向上に努めます。

②後期高齢者医療制度の円滑な運営

埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し、後期高齢者医療制度の円滑な運営を図ります。

③医療費の抑制

医療費通知やレセプト※点検、保健事業、ジェネリック医薬品※に関する情報提供などにより、医療費の適正化を推進します。

※レセプト：医療費の請求書。医療機関が、健康保険組合や市町村などの保険者に提出する診療報酬明細書の通称。

※ジェネリック医薬品：特許期間が満了した先発医薬品について、その特許の内容を利用して製造された、同じ有効成分・効能を持つ医薬品のこと。

2-5-2 介護保険制度の適正な運営

①介護保険制度の円滑な運営

介護保険制度を適正に維持できるよう、給付と負担のバランスを考慮したサービスの提供を図ります。

②介護保険事業の充実

介護保険サービスの利用意向や高齢者の実態を踏まえて、介護保険事業計画を見直し、保険給付の円滑な実施と地域支援事業の充実を図ります。

2-5-3 国民年金の啓発

①国民年金制度の周知

国民年金制度を正しく理解してもらうため、年金相談や広報活動に努めるとともに、国民年金の各種申請などに関する窓口サービスの適正な実施に努め、日本年金機構と連携を図りながら、対象者の年金受給権の確保に努めます。

施策の成果指標

中項目	指標名	現状値(2022年度 (令和4年度))	目標値(2028年度末 (令和10年度末))
2-5-1	国民健康保険税の収納率(現年度分)	96.1%	96.63%
	【説明】埼玉県国民健康保険運営方針に掲げる目標収納率まで収納率を向上させることを目標とする。		
2-5-1	後期高齢者医療保険料の収納率(現年度分)	99.56%	99.65%
	【説明】後期高齢者医療保険料の収納率を向上させることを目標とする。		
2-5-1	ジェネリック医薬品利用率	83.6%	84.1%
	【説明】ジェネリック医薬品の利用を促進し、利用率を向上させることを目標とする。		
2-5-2	介護保険料の収納率(現年度分)	99.2%	99.3%
	【説明】介護保険料の収納率を向上させることを目標とする。		

